

子どもの貧困 ①

(改訂版)



**貧困問題は、本人の頑張りのみで
解決すべき問題でしょうか**

日本でも貧困問題は深刻な状況にあります。

- ・ 子どもの貧困の現状や背景について知っていますか？
- ・ 貧困は子どもにどんな影響をもたらすでしょうか？
- ・ 貧困問題の解決のために、学校にできることは？

※人権教育リーフレット
「持続可能な開発目標（SDGs）と人権教育」も
ご覧ください。



子どもの7人に1人が貧困の状態に

平成30年の子どもの相対的貧困率は13.5%となり、およそ7人に1人が貧困の状態にあることが明らかになりました。つまり、どのクラスにも貧困状態にある子どもがいると考えられます。特に、ひとり親家庭の相対的貧困率※は48.1%と極めて高くなっています。

また、令和2年度の大阪府の就学援助率は19.8%で、およそ5人に1人と全国でも高い数値となっています。このように子どもの貧困問題は、どの学校においても喫緊の課題となっています。

さて、貧困の問題はどうすれば解決できるのでしょうか。本人が努力を怠ったから、貧困状態になったのだから仕方がない、というような考え方で、個人に責任を負わせるような社会の中では、子どもたちは救われません。学校ではどんな支援ができるのか、「誰一人取り残さない社会」をつくるためにも、できることを考えていく必要があります。

※相対的貧困…その国の文化水準や生活水準と比較して困窮している状態のこと。具体的には、世帯の所得がその国の所得の中央値の半分に満たない状態のことです。それに対し、飢餓に苦しんだり、医療が受けられなかったりするなど、人間として最低限の生存を維持することが困難な状態を絶対的貧困と呼びます。

令和3年度「持続可能な開発目標（SDGs）と人権教育」調査・研究

1. 子どもの貧困の背景にあるもの

貧困と子どもの生活状況

貧困には、「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。「絶対的貧困」が生命や生活が脅かされる状態であるのに対して、「相対的貧困」は、子どもの生活にどのような影響をもたらすのでしょうか。

毎日の食事は摂ることはできても、外食や旅行、レジャー、習い事等は経験できない、必要最低限のものしか購入できない、経済的理由で希望する進路をあきら

めなければならない機会が多い、いつも経済状況について不安がある、など…相対的貧困状況にある子どもたちには、自己実現に大きな制約がかかります。

また、コロナ禍による影響で、明日の食料がない、季節が変わっても衣服が買えないなど、絶対的貧困に陥る家庭も少なくない状況もあります。

ひとり親世帯が置かれている状況と貧困

ひとり親世帯の相対的貧困率は、なぜ高くなっているのでしょうか。

1990年代からひとり親世帯は増加し、2016年には、児童のいる世帯の12.2%がひとり親世帯となっています。その内訳をみると、母子世帯の増加が顕著で、現在は8割以上を占めるようになりました。つまり、ひとり親世帯の多くは母子世帯であるといえます。

(右グラフ参照)

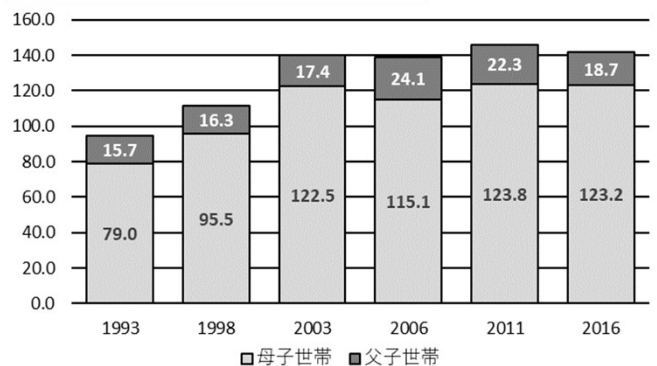
母子世帯の就業者のうち、パート・アルバイト等に就いている人が全体の43.8%を占めます。父子世帯では6.4%であることと比べると、大変高い割合になっています。(表1 参照)

現在、日本社会においては、パート・アルバイト等の非正規雇用の人の平均所得は、正規雇用と比べ歴然と差がある状況にあり、非正規雇用の母子世帯の平均年収は133万円となり、相対的貧困とされる基準値(127万円; 2018年)とほぼ変わらない状況です。(表2 参照)

つまり、ひとり親世帯の多くを占める母子世帯の働き手(シングルマザー)が、非正規雇用として就労せざるを得ない社会状況が、ひとり親世帯の貧困の背景の一因であるといえます。

また、世帯収入は、子どもの大学進学率にも大きな影響があると考えられ、全世帯では53.7%であることと比べ、ひとり親家庭に育つ子どもの大学進学率は23.9%となっており、貧困が次の世代へ連鎖していくことが危惧されます。

ひとり親世帯数の推移(万世帯)



男女共同参画白書 令和3年度版(内閣府男女共同参画局)

※2011年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。

2016年度は熊本県を除く。

表1 ひとり親世帯の就業状況

	正規雇用	パート・アルバイト等
母子世帯	44.2%	43.8%
父子世帯	68.2%	6.4%

(「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」厚生労働省より)

表2 ひとり親世帯の雇用形態と平均年間所得

	正規雇用	非正規雇用
母子世帯	305万円	133万円
父子世帯	428万円	190万円

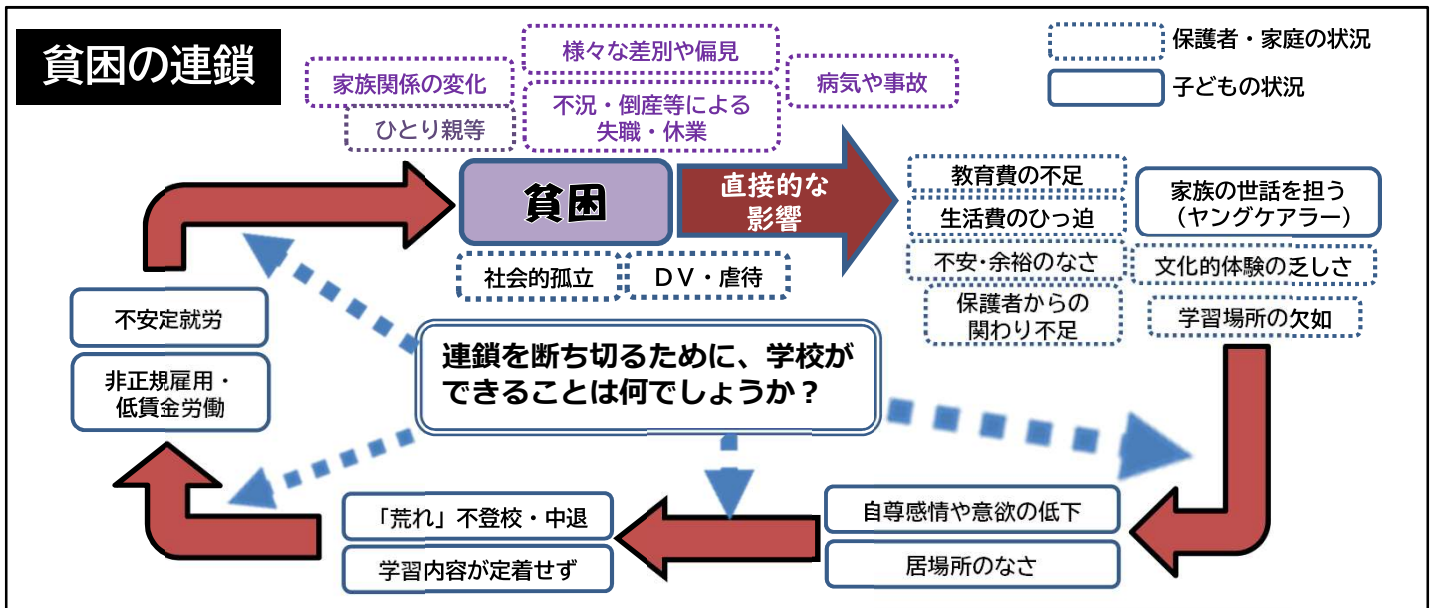
(「平成28年国民生活基礎調査」厚生労働省より)

貧困は虐待の要因になることも

児童虐待につながる要因として、一番多かったのは経済的な困難で31.5%、続いて保護者の心身の状態が30.7%、次にひとり親家庭が25.9%とあります(「平成28年度研究報告書 児童虐待に関する文献研究 子どもの貧困と虐待」(子どもの虹 情報研修センター調べ))。

ここでも、経済的な困難が大きく影を落とします。貧困は生活のゆとりや家族関係も壊す要因となってしまうことがこのデータからもわかります。現在コロナ禍で、経済状況が急激に悪化する家庭も少なくありません。子どもたちの様子を丁寧に見ていくことがますます重要になっています。

2. 貧困がもたらす影響と貧困の連鎖



貧困の影響とその連鎖について

上の図は、貧困が子どもにもたらす影響とさらにその子どもへと貧困が連鎖する様子を示したものです。

日本社会では近年、経済格差が広がっています。このことについて「自ら非正規雇用を選んだのだから当然」「所得が低いのは努力が足りないからだ」など、当事者にすべての責任があるとする意見が見られます。当事者である保護者自身もそのように考えがちですが、長く続いた不況と社会構造の変化により、努力すれば必ず経済的に自立できるという状況ではなくなっています。そして、倒産・病気・事故等による失職・休業や、離別・D

V・虐待等による生活環境の変化が重なることで、誰もが貧困に陥る危険性があるのです。困ったときに支援を受けるのは当然の権利である、という前提に立つことが大切です。

一方で、貧困家庭や貧困の状況が連鎖せざるを得ない社会の構造があることは事実ですが、「貧困家庭だから、こうなるにちがいない」と決めつけ、偏見や固定観念を持ってしまうことは、さらに貧困の連鎖を助長させることにもなります。

3. 学校の役割 – 早期に把握し支援につなげる –

○すべての教職員で子どもの生活背景を把握し、組織的に対応する

- ・日頃から人権に関するアンテナを高くし、子どもの見せる少しの変化も見逃さない
- ・情報共有方法の確認（職員会議、学年会議、ICTの活用等）
- ・必要に応じて関係教職員等でケース会議を行い、支援のための方針を立てる

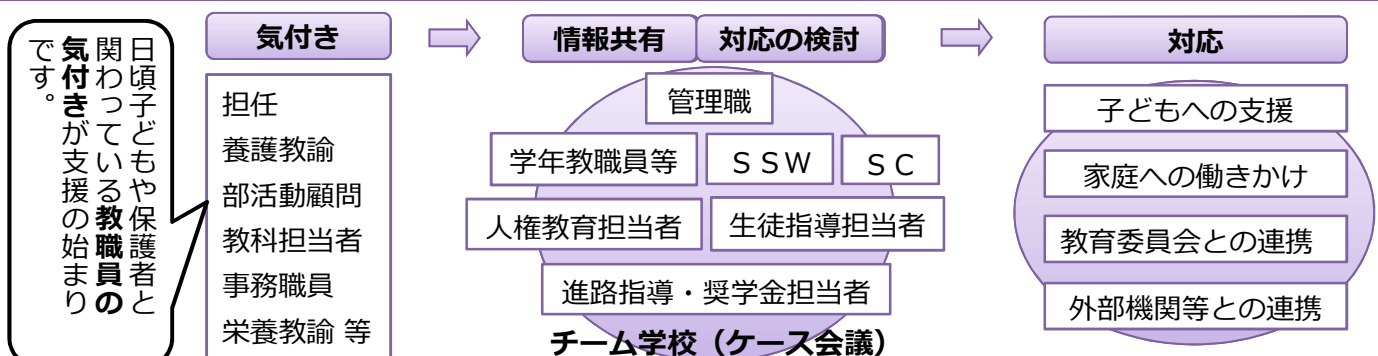
○就学援助や奨学金等についての情報提供と積極的な声かけ

- ・生活背景を踏まえ、受けられる支援については必ず情報提供する
- ・支援を受けることは子どもの学ぶ権利を守るためのセーフティーネットであることを伝える

ひとり親世帯には
自治体相談窓口を紹介

○関係機関との情報共有、連携

- ・子ども家庭センター（児童相談所）や市町村福祉部局、児童養護施設等との連携
- ・地域との連携（民生委員と連携する、子ども食堂等居場所づくりの取組みを把握し、つながっておく等）



子どもたちは、離婚など家族関係に変化があったり、保護者の就労状況が変わったりして、経済的に困難な状況になったとしても、そのことを相談できず、一人で抱え込んでいる場合も少なくありません。経済状況の悪化は中退や進路の変更を余儀なくされる場合もあるため、できるだけ早期に学校が把握し、生徒に寄り添い、様々な支援に結びつけることが大切です。

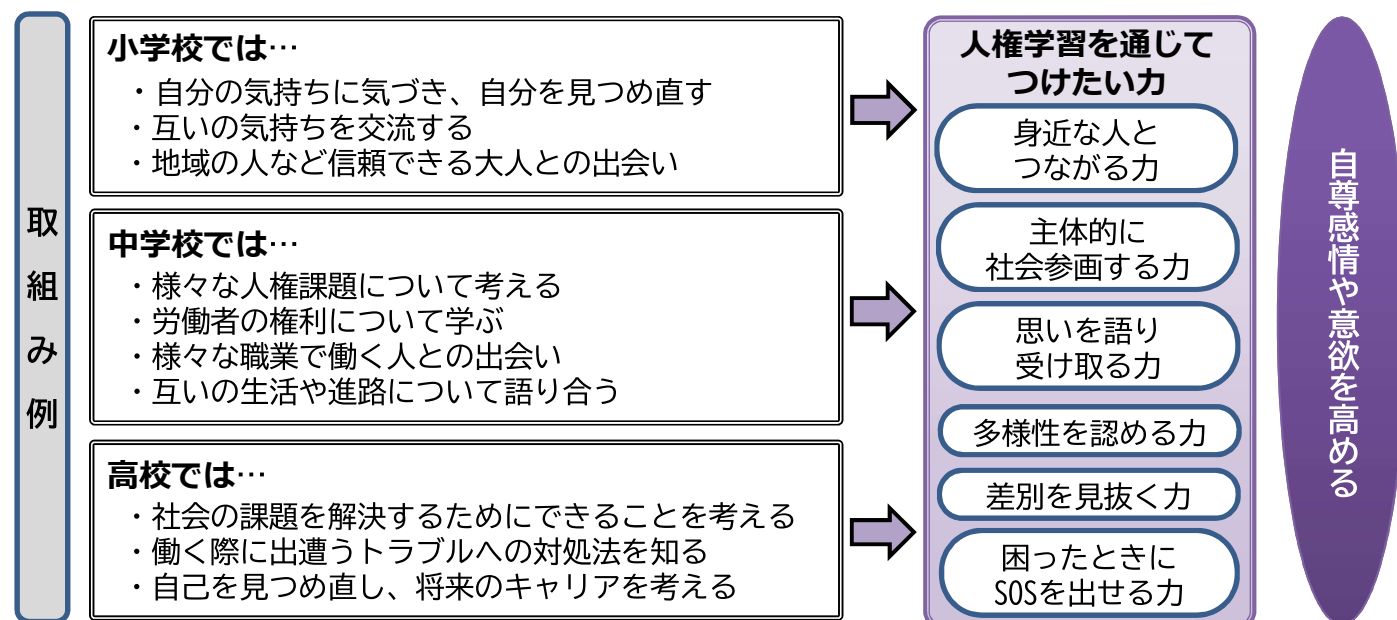
そこでA高等学校では、担任が毎週「気になる生徒の記録カード」に記入し、普段から学校として子どもや家庭の状況把握に努めています。また、教科担当や部活動の顧問にも依頼し、実習費や部費の支払い状況

から、家庭の経済的な問題をキャッチするようにしています。そして、これらの情報は担当者だけでなく会議等で情報共有します。

このように、家庭の経済的な問題について、すべての教職員で把握するシステムをもち、SSWとも連携して支援に当たっています。また、在学中だけでなく卒業後のフォロー体制も準備しながら、「卒業してからも困ったときに相談できる場所」として、生徒たちに認識してもらえるようにしています。

4. 誰一人取り残さないための学校づくり

他者をつなげる力を付けることを通じて、社会的孤立を防ぎ、必要な支援を受けたり、意欲的に社会参画できる子どもたちを育てることが、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がります。それを可能にするのが、これまで多くの学校で実践されてきた人権学習です。



貧困の連鎖を断ち切るために

貧困が理由となり、経験できなかった、我慢せざるを得なかった、周囲と比較して自分たちの生活や家族を否定的に捉えたなど、つらい経験を持っている子どもたちがいます。さらに、その中で精一杯生きてきたことが周囲に正当に評価されないまま成長し、自分に自信が持てず、「どうせがんばっても、うまくいかない」と将来に展望を持てない場合もあります。そんな子どもたちが見せる表面的な姿だけでなく、家庭背景も含めて教職員が理解することが必要です。そして多様な子どもたちが安心して自分らしく過ごせる居場所

をつくるとともに、授業や自主活動などで自分の力を発揮でき、集団の中で認められるようにすることがとても大切です。

つまり、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもたちをエンパワメントする**集団づくり**や**人権学習**、**授業づくり**こそが、欠かせない取り組みとなります。すべての子どもたちが自分の可能性を発揮できる経験を就学前・小・中・高校・支援学校などで積んでいくことが、社会に自信をもって出ていくために必要な力として蓄えられるのです。

参考資料

- ・子どもの生活に関する実態調査（H28大阪府）
- ・子どもの貧困対策に関する具体的取組（H29大阪府）
- ・大阪府内市町村における子どもの貧困対策取組事例集（R2大阪府）

令和4年3月改訂
大阪府教育センター
人権教育研究室